

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日替り、
の翌日)

目 次

- ◇ 条 例
 - 鳥取県立二十一世紀の森の設置及び管理に関する条例
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
 - 鳥取県税条例の一部を改正する条例
 - 鳥取県総合開発審議会条例の一部を改正する条例
 - 鳥取県宮病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
 - 鳥取県立自然科学館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
 - 鳥取県簡検定所手数料条例及び職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
 - 鳥取県木材業者及び製材業者登録条例の一部を改正する条例
 - 鳥取県林業改良指導員資格試験条例の一部を改正する条例
 - 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
 - 鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

条 例

軽油引取税の免税軽油使用者証交付手数料徴収条例等の一部を改正する条例
危険物取扱者試験委員に関する条例を廃止する条例
陸運事務所設置条例を廃止する条例

鳥取県立二十一世紀の森の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

昭和六十年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第三号

鳥取県立二十一世紀の森の設置及び管理に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、鳥取県立二十一世紀の森の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第二条 次代を担う青少年に森林における自然観察、体験実習等の場を提供し、もって森林及び林業に対する理解を促進するとともに、広く県民の保健及び休養に資するため、鳥取県立二十一世紀の森(以下「二十一

世紀の森」という。)を八頭郡河原町に設置する。
(利用の許可)

第三条 二十一世紀の森の施設のうち林業技術工芸実習館を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。
(規則への委任)

第四条 この条例に定めるもののほか、二十一世紀の森の管理に関する事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

鳥取県条例第四号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例(昭和三十七年十二月鳥取県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十六条の六第二項」を「第十六条の七第二項」に改める。

第十五条第一項中「第四項」を「第五項又は第七項」に改め、同項第二

号中「同条第二項に規定する基準日前の雇用期間」を「同条第四項に規定

する算定基礎期間」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項第二号の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この

場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員等(職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日

(法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が二十二日以上ある月が一月以上あるもの(季節的業務

に四箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に四箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)をいう。以下この項において同じ。)であつ

たことがある者については、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含ま

れているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除く。

一 当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に係る職員等となつた日の直前の職員等でなくなつた日が当該職員等となつた日前一年の期間

内になくときは、当該直前の職員等でなくなつた日前の職員等であつた期間

二 当該勤続期間に係る職員等となつた日前に退職手当の支給を受けたことのある職員については、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の職員等であつた期間

第十五条第三項中「第五項」を「第六項又は第八項」に改める。

第十五条第十三項を同条第十六項とし、同条第十二項中「第三項から第八項まで」を「第三項、第五項から第十一項まで」に改め、同項を同条第

十五項とし、同条第十一項中「第八項」を「第十一項」に、「第四項又は

第五項」を「第七項又は第八項」に改め、「傷病手当」の下に「再就職手当」を加え、同項を同条第十四項とし、同条第十項中「第八項第三号」を「第十一項第三号又は第三号の二」に、「又は第三項」を「第三項又は第十一項」に、「これらの」を「第一項又は第三項の」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第九項を同条第十二項とし、同条第八項中「及び第三項から前項まで」を「第三項及び第五項から前項まで」に改め、「傷病手当」の下に「再就職手当」を加え、同項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 前二項に該当する者以外の者であつて、安定した職業に就いたもの 雇用保険法第五十六条の二第三項に規定する再就職手当の額に相当する金額

第十五条第八項第四号中「就いたもの」の下に「(前号の再就職手当の額に相当する金額の支給を受けることができる者を除く。)」を加え、同条中同項を第十一項とし、第五項から第七項までを三項ずつ繰り下げ、同条第四項第二号中「特例受給資格者と」の下に「その者の基準勤続期間を同法第十七条第一項に規定する被保険者期間と」を加え、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4 第一項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、知事にその旨を申し出たときは、第一項及び前項中「退職の日の翌日から起算して一年」とあるのは「退職の日の翌日から起算して一年と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(一年を限度とする。)」に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込

みをしていないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、一年に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間」と、第一項中「当該一年の期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、第一項及び前項中「の期間内に失業している」とあるのは「内に失業している」とする。

5 勤続期間六月以上で退職した職員(第七項の規定に該当する者を除く。)であつて、その者を雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた県の事務を同法第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば同法第三十七条の二第一項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものうち、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

一 その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額
 二 その者を雇用保険法第三十七条の三第二項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間(第二項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。)を同法第十七条第一項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第二十二条第一項第一号に規定する退職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第三十七条の四第二項前段の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額

6 勤続期間六月以上で退職した職員(第八項の規定に該当する者を除

く。)であつて、その者を雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた県の事務を同法第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば同法第三十七条の二第一項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第二号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前の期間に係る改正前の職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第十五条の規定による失業者の退職手当の支給については、次項に定めるものを除き、なお従前の例による。

3 施行日前に退職した職員のうちこの条例の施行の際現に旧条例第十五条の規定により退職手当の支給を受けることができる者に関する改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)第十五条の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。

一 新条例第十五条第一項又は第三項の規定による基本手当の日額に相当する退職手当の額については、なお従前の例による。

二 新条例第十五条第一項又は第三項の規定による退職手当を支給する

ことができる日数については、これらの規定にかかわらず、旧条例第十五条第一項又は第三項の規定による退職手当を支給することができる日数からこれらの規定により支給された当該退職手当(同条第十項の規定により支給があつたものとみなされる退職手当及び前項の規定により従前の例によることとされる施行日前の期間に係る退職手当を含む。)の日数を減じた日数に相当する日数分を限度とする。

三 新条例第十五条第七項又は第八項の規定による退職手当の額については、なお従前の例による。

四 雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第十九条第一項(同法第三十七条第九項において準用する場合を含む。)&及び同法第三十三条第一項(同法第四十条第三項において準用する場合を含む。)の規定に関しては、新条例第十五条第一項中「雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)の規定による基本手当の支給の条件」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第五十四号。以下「昭和五十九年改正法」という。)&附則第三条第一項に規定する旧受給資格者に対して支給される基本手当の支給の条件」と、同条第三項中「同法の規定による基本手当の支給の条件」とあり、同条第九項中「同条の規定による基本手当の支給の条件」とあり、及び同条第十項中「当該基本手当の支給の条件」とあるのは「昭和五十九年改正法附則第三条第一項に規定する旧受給資格者に対して支給される基本手当の支給の条件」と、同条第七項及び第八項中「同法の規定による特例一時金の支給の条件」とあるのは「昭和五十九年改正法附則第七条に規定する旧特例受給資格者に対して支給される特例一時金の支給の条件」とする。

五 新条例第十五条第四項から第六項までの規定は、適用しない。

4 前二項の場合において、施行日の前日までに退職した職員に関する昭和五十九年八月一日から施行日の前日までの間における旧条例第十五条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第五十四号）」による改正前の雇用保険法（以下「旧雇用保険法」という。）と、同項第二号並びに同条第三項から第八項までの規定、第十二項及び第十三項中「雇用保険法」とあるのは「旧雇用保険法」とする。

5 施行日前に職員等（旧条例第二条第一項に規定する職員、同条第二項の規定により職員とみなされる者及びこれらの者以外のものであつて職員について定められている勤務時間以上勤務することとされているものをいう。以下同じ。）となり、かつ、その職員等となつた日における年齢が六十五年以上であつた者であつて、引き続き職員等として在職した後、施行日以後に勤続期間六月以上で退職したもの（退職の際職員又は同項の規定により職員とみなされる者であつた者に限る。）については、新条例第十五条第五項又は第六項中「同法第三十七条の二第一項に規定する高年齢継続被保険者」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第五十四号）」附則第二条第二項の規定により雇用保険法第三十七条の二第一項に規定する高年齢継続被保険者となつたものとみなされる者」と読み替えて、これらの規定を適用する。

6 附則第二項から第四項までの規定にかかわらず、施行日前に退職した職員が昭和五十九年八月一日以後に安定した職業に就いた場合は、雇用保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第五十四号）附則第

九条に規定する再就職手当の支給の例により新条例第十五条第十一項第三号の二に掲げる再就職手当に相当する退職手当を支給する。

7 附則第二項から第四項まで及び前項の規定にかかわらず、昭和五十九年八月一日から施行日の前日までの間に退職した職員のうち旧条例第十五条の規定により退職手当を受けることができる者の退職手当（一般の退職手当等を除く。）の額は、規則で定めるところによる。

8 昭和五十九年八月一日から施行日の前日までの間に退職した職員に対して、昭和五十九年八月一日から施行日の前日までの間に旧条例第十五条の規定により支払われた退職手当は、前項の規定による退職手当の内払とみなす。

9 この附則に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第五号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十六条」を「第七十六条の八」に改める。

第二条第三号中「第一号様式」を「、地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「自治省令」という。）に定めるもののほか、第一号様式又は第二号様式」に改める。

第五条第一項中「地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「自治省令」という。）を「自治省令」に、「外」を「ほか」に改め、第五号を削り、第六号を第五号とし、同項第七号中「承認」の下に「（証紙徴収の方法により徴収される自動車税に係るものに限る。）」を加え、同項中同号を第六号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

第二十四条第一項中「県たばこ消費税にあつては年七・三パーセント、その他の税にあつては」を削り、「又は納税通知書」を「若しくは納税通知書」に改め、同項第一号中「第三百三十五条の九、」の上に「第七十六条の二第一項若しくは第三項、」を加え、同項第二号中「もの又は」の下に「第七十六条の四第一項若しくは」を加え、同項第四号中「第六十三条」の下に「第七十六条の五」を加え、同項第五号中「第五十六条」の下に「第七十六条の八」を加え、同項第七号中「法第六百九十九条の十二第二項の二」を「第七十六条の四第二項又は法第六百九十九条の十二第二項の規定による」に改める。

第二十五条第一項中「（県たばこ消費税に係る者を除く。）」を削り、「但し」を「ただし」に改める。

第二十八条の二第三項中「三百円」を「三百五十円」に改める。
第二章第四節を次のように改める。

第四節 県たばこ消費税

（県たばこ消費税の納税義務者等）

第七十一条 県たばこ消費税（以下この節において「たばこ消費税」とい

う。）は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者（以下この節において「卸売販売業者等」という。）が製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合（当該小売販売業者が卸売販売業者等である場合においてはその卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡すときを除く。）において、当該売渡しに係る製造たばこに対し、当該売渡しを行う卸売販売業者等に課する。

2 たばこ消費税は、前項に規定する場合のほか、卸売販売業者等が製造たばこにつき、卸売販売業者等及び小売販売業者以外の者（以下この節において「消費者等」という。）に売渡しをし、又は消費その他の処分（以下この節において「消費等」という。）をする場合においては、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対し、当該卸売販売業者等に課する。

3 前二項の場合において、たばこ消費税は、従価割額及び従量割額の合算額によつて課する。

（卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合）

第七十二条 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等からの買受けの委託により他の卸売販売業者等から製造たばこの売渡しを受けた場合において、当該卸売販売業者等が当該委託をした者に当該製造たばこの引渡しをしたときは、当該卸売販売業者等が当該引渡しの時に当該製造たばこを当該委託をした者に売り渡したものとみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。

2 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等に対し、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百八十二条に規定する他の給付又は同法第五百四十九条若しくは第五百五十三条に規定する贈与若しくは同法第五

百八十六条第一項に規定する交換に係る財産権の移転として製造たばこの引渡しをした場合には、当該卸売販売業者等が当該引渡しの時に当該製造たばこを当該引渡しを受けた者に売り渡したものとみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。

3 特定販売業者又は卸売販売業者がその営業を廃止し、又はたばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第十一条第一項若しくは第二十条の規定による登録を取り消された時に製造たばこを所有している場合においては、当該廃止又は取消しの時に当該特定販売業者又は卸売販売業者が当該製造たばこにつき、消費者等に対する売渡し又は消費等をしたものとみなして、前条第二項の規定を適用する。

4 卸売販売業者等が所有している製造たばこにつき、当該卸売販売業者等以外の者が売渡し又は消費等をした場合においては、当該卸売販売業者等が売渡し又は消費等をしたものとみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。ただし、その売渡し又は消費等がされたことにつき、当該卸売販売業者等の責めに帰することができない場合には、当該売渡し又は消費等をした者を卸売販売業者等とみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。

(たばこ消費税の課税標準)

第七十三条 たばこ消費税の課税標準は、従価割にあつては第七十一条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等（以下この条において「売渡し等」という。）に係る製造たばこの当該売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第三十三条の規定により大蔵大臣の認可を受けた製造たばこの品目ごとの小売定価をいう。）に相当する金額とし、従量割にあつては売渡し等に係る製造たばこの本数とする。

2 前項の場合において、売渡し等の時における小売定価が定められていない製造たばこについては、たばこ消費税法（昭和五十九年法律第七十二号）第十条第二項の規定の例により算定した金額を前項の小売定価とする。

3 第一項の製造たばこの本数は、喫煙用の紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の上欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める重量をもつて喫煙用の紙巻たばこの一本に換算するものとする。この場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

区 分	重 量
一 喫煙用の製造たばこ	
イ パイプたばこ	一グラム
ロ 葉巻たばこ	一グラム
ハ 刻みたばこ	二グラム
二 かみ用の製造たばこ	二グラム
三 かぎ用の製造たばこ	二グラム

(たばこ消費税の税率)

第七十四条 たばこ消費税の税率は、従価割にあつては百分の八・一とし、従量割にあつては千本につき二百円とする。

(たばこ消費税の課税免除)

第七十五条 卸売販売業者等が次に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等

をする場合には、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対しては、たばこ消費税を免除する。

一 製造たばこの本邦からの輸出又は輸出の目的で行われる輸出入業者（他から購入した製造たばこの販売を業とする者で常時製造たばこの輸出を行うものをいう。）に対する売渡し

二 本邦と外国との間を往来する本邦の船舶（これに準ずる遠洋漁業船その他の船舶で施行令で定めるものを含む。）又は航空機に船用品又は機用品（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条第一項第九号又は第十号に規定する船用品又は機用品をいう。）として積み込むための製造たばこの売渡し

三 品質が悪変し、又は包装が破損し、若しくは汚染した製造たばこその他販売に適しないと認められる製造たばこの廃棄

四 既にたばこ消費税を課された製造たばこ（第七十六条の六第一項又は第二項の規定による控除又は還付が行われた、又は行われるべき製造たばこを除く。）の売渡し又は消費等

2 前項の規定は、卸売販売業者等が、自治省令で定めるところにより、製造たばこの売渡し又は消費等が同項各号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等に該当することを証するに足りる書類を知事に提出しない場合には、適用しない。

3 第一項第一号の規定によりたばこ消費税を免除された製造たばこにつき、同項に規定する輸出入業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出入業者を卸売販売業者等とみなして、第七十一条の規定を適用する。

（たばこ消費税の徴収の方法）

第七十六条 たばこ消費税の徴収については、申告納付の方法による。ただし、第七十二条第四項ただし書の規定によつて卸売販売業者等とみなされた者に対したばこ消費税を課する場合における徴収は、普通徴収の方法による。

（たばこ消費税の申告納付の手續）

第七十六条の二 前条の規定によつてたばこ消費税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、自治省令で定める様式によつて、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における県内に所在する小売販売業者の営業所に係る第七十一条第一項の売渡し又は県内に所在する卸売販売業者等の事務所又は事業所が直接管理する製造たばこに係る同条第二項の売渡し若しくは消費等（以下この項において「売渡し等」という。）に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる小売定価に相当する金額に当該小売定価に係る品目ごとの売渡し等の数量を乗じて得た金額の合計額及び前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準額」という。）並びに当該課税標準額に対するたばこ消費税額、第七十五条第一項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ消費税額並びに第七十六条の六第一項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ消費税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告書により納付すべき税額を納付書によつて納付しなければならない。この場合において、知事に提出すべき申告書には、自治省令で定めるところにより、第七十五条第二項に規定する書類及び第七十六条の六第一項の返還に係る製造

たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類並びに県内に主たる事務所又は事業所を有する卸売販売業者等にあつては前月の初日から末日までの間における製造たばこの購入及び販売に関する事実を記載した書類を添付しなければならない。

2 県内に主たる事務所又は事業所を有する卸売販売業者等は、前月の初日から末日までの間におけるたばこ消費税額及びその基礎となるべき課税標準額がない場合においても、自治省令で定めるところにより、前項の規定に準じて、申告書を知事に提出しなければならない。

3 法第七十四条の第三項の規定による自治大臣の指定を受けた卸売販売業者等が申告納税者である場合には、前二項の規定によつて次の表の上欄に掲げる月に提出すべき申告書の提出期限は、これらの規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる月にこれらの規定によつて提出すべき申告書の提出期限と同一の期限とする。

一月及び二月	三月
四月及び五月	六月
七月及び八月	九月
十月及び十一月	十二月

4 第七十六条の六第一項の製造たばこの返還を受けた卸売販売業者等のうち、同項の規定による控除を受けるべき月において第一項から前項までの規定による申告書の提出を要しない者で、同条第一項の規定による控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けようとするものは、

自治省令で定めるところにより、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。この場合において、知事に提出すべき申告書には、自治省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

(納期限の延長の申請)

第七十六条の三 卸売販売業者等は、法第七十四条の十一第一項の規定によつて納期限の延長を申請する場合には、次に掲げる事項を記載した申請書に納期限の延長を必要とする事由を証するに足りる書類を添付して、これを知事に提出するとともに、申請に係る金額に相当する額として知事が定める額の担保を提供しなければならない。

- 一 申請者の住所及び氏名又は名称
- 二 納期限の延長を必要とする事由
- 三 納期限の延長を受けようとする税額及び期間
- 四 提供する担保
- 五 前各号に定めるもののほか、知事において必要があると認める事項

(たばこ消費税の期限後申告及び修正申告納付)

第七十六条の四 第七十六条の二第一項から第三項までの規定によつて申告書を提出すべき申告納税者は、当該申告書の提出期限後においても、第七十六条の七の規定による決定の通知があるまでは、第七十六条の二第一項から第三項までの規定によつて申告納付することができる。

2 第七十六条の二第一項から第三項まで、前項若しくはこの項の規定によつて申告書若しくは修正申告書を提出した申告納税者又は法第七十四条の二十第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定を受けた

申告納税者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は税額について不足額がある場合には、遅滞なく、自治省令で定める様式による修正申告書を知事に提出するとともに、その修正により増加した税額を納付書によつて納付しなければならぬ。

(普通徴収の方法により徴収するたばこ消費税の納期)

第七十六条の五 普通徴収の方法により徴収するたばこ消費税の納期は、知事が定めるところによる。

(製造たばこの返還があつた場合における控除等)

第七十六条の六 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、県内にその営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこの返還を受けた場合には、当該卸売販売業者等が当該返還を受けた日の属する月の翌月以後に知事に提出すべき第七十六条の二第一項又は第三項の規定による申告書(これらの規定に規定する期限内に提出するものに限る。)に係る課税標準額に対するたばこ消費税額(第七十五条第一項の規定により免除を受ける場合には、同項の適用を受ける製造たばこに係るたばこ消費税額を控除した後の金額とする。次項において同じ。)から当該返還に係る製造たばこにつき納付された、又は納付されるべきたばこ消費税額(当該たばこ消費税額につきこの項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。)に相当する金額を控除する。

2 前項に規定する場合において、知事は、同項の規定による控除を受けるとき月の課税標準額に対するたばこ消費税額から同項の規定により控除を受けようとする金額を控除してなお不足額があるとき、又は同項の規定による控除を受けるべき月において申告すべき課税標準額に対する

たばこ消費税額がないときは、それぞれ、第七十六条の二第一項から第四項までの規定による申告書に記載された当該不足額又は前項の規定による控除を受けるべき金額に相当する金額を還付する。

3 知事は、前項の規定により、たばこ消費税額に相当する金額を還付する場合において、還付を受ける申告納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき金額をこれに充当する。

(たばこ消費税に係る更正、決定等に関する通知書の様式)

第七十六条の七 法第七十四条の二十四第四項の規定による更正若しくは決定の通知、法第七十四条の二十三第四項の規定による過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定の通知又は法第七十四条の二十四第四項の規定による重加算金額の決定の通知は、第十六号様式の通知書によつてする。

2 知事は、前項の規定による通知を発する場合においては、その日から一月を経過する日を納期限としなければならない。

(たばこ消費税に係る不足税額等の納付手続)

第七十六条の八 申告納税者は、前条の通知書を受理した場合には、不足税額、過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額をそれぞれ納付書によつて納付しなければならない。

第百三十五条の五第二項第一号中「政令」を「施行令」に改め、同項第二号中「(明治二十九年法律第八十九号)」を削る。

附則に次の一項を加える。

(第四十回国民体育大会等に参加する選手等に対する料理飲食等消費税の課税免除)

63 次の表の上欄に掲げる者のそれぞれ同表の下欄に掲げる期間(天災そ

の他特別の事由により知事が必要と認めるときは、その認めた期間) 内の旅館における宿泊及びこれに伴う飲食で、規則で定めるものに対しては、料理飲食等消費税を課さない。

第四十回国民体育大会(夏季大会及び秋季大会に限る。以下「体育大会」という。)に参加する選手、監督及び役員並びに体育大会に係る報道員及び視察員	昭和六十年九月十一日から同年十月十六日まで 同年十月十六日から 同日二十六日まで
第二十一回全国身体障害者スポーツ大会(以下「スポーツ大会」という。)に参加する選手、監督、介護人及び役員並びにスポーツ大会に係る報道員及び視察員	昭和六十年十月二十九日から同年十一月五日まで

第一号様式その三中、「第八十八条、第九十一条」を削り、同様式の備考中「不動産取得税」を「不動産取得税、県たばこ消費税(普通徴収の方法により徴収する場合に限る。)」とし、「狩猟免許税」を「狩猟者登録税」に改める。

第二号様式中「第九十一条、第九十八条、第九十九条」を「第八十八条、第九十一条、第九十八条、第九十九条、第九十九条、第九十九条、第九十九条」に改める。

第三号様式その二の備考中「不動産取得税」を「不動産取得税、県たばこ消費税(普通徴収の方法により徴収する場合に限る。)」とし、「狩猟免許税」を「狩猟者登録税」に改める。
第十六号様式を次のように改める。

県たばこ消費税更正(決定) 通知書
加算金 決定 通知書

次のとおり更正(決定)したので通知しますから、太線部分の額を同封の納付書により納付してください。
年 月 日 職 氏 名 印

市部	町村	番地	敷	第 号	年 月 日
区 分	課税標準額等	課税標準額等	課税標準額等	課税標準額等	課税標準額等

更正(決定)額	既申告(更正・決定)額	差引不足額	過少申告加算金	不申告加算金	重加算金	延滞金
円	円	円	円	円	円	円

納 期 限	年 月 日	銀行 店又は近くの 銀行 店若しくは郵便局
納 付 場 所	銀行 店又は近くの 銀行 店若しくは郵便局	銀行 店又は近くの 銀行 店若しくは郵便局
更正(決定)の根拠法令	地方税法第 条 項	地方税法第 条 項

不足税額については、税額2,000円以上であるときは、その期間に及び、税額2,000円未満の端数は切り捨てる。また、期間は当該申告書の提出日から11月までの期間とし、その期間の翌日から11月までの期間については、年7.3パーセント(パーセント)の割合で計算した金額を納付する。この通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により知事に審査請求をすることができません。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出して下さい。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。

(県たばこ消費税に関する経過措置)

2 改正後の鳥取県税条例(以下「新条例」という。)第二章第四節の規定は、昭和六十年四月一日(以下「施行日」という。)以後に行われた新条例第七十三条第一項に規定する売渡し等に係る製造たばこに対して課すべき県たばこ消費税について適用し、施行日前に日本専売公社が売り渡した製造たばこに対して課する県たばこ消費税については、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる県たばこ消費税に係る税額で日本たばこ産業株式会社(昭和五十九年法律第六十九号)附則第十二条第一項の規定によりその納付義務を承継することとなるものについては、日本たばこ産業株式会社が改正前の鳥取県税条例(以下「旧条例」という。)第二章第四節の規定の例により申告納付するものとする。

4 施行日前に日本専売公社が輸出のため売り渡した製造たばこその他の製造たばこで地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和六十年政令第六号)で定めるものが、施行日において新条例第七十一条第一項に規定する卸売販売業者等以外の者により所持されている場合には、当該製造たばこについては、当該製造たばこを所持する者を同項に規定する卸売販売業者等とみなす。

5 日本たばこ産業株式会社が、販売契約の解除その他やむを得ない理由

により、たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)附則第十条第一項の規定により小売販売業者とみなされた者(以下「継続小売販売業者」という。)が施行日に所持する製造たばこにつき、施行日以後に返還を受けた場合には、当該製造たばこの返還は、日本たばこ産業株式会社が施行日に当該継続小売販売業者に売り渡した製造たばこの返還とみなして、新条例第七十六条の六の規定を適用する。この場合において、当該製造たばこにつき同条第一項に規定する納付された、又は納付されるべきたばこ消費税額は、日本専売公社が当該製造たばこにつき、旧条例第七十四条の規定により納付した、又は納付すべきであつたたばこ消費税額に相当する金額とするものとする。

鳥取県総合開発審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第六号

鳥取県総合開発審議会条例の一部を改正する条例

鳥取県総合開発審議会条例(昭和二十五年八月鳥取県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「会長は知事を充て、副会長は」を削る。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日以後最初の委員の互選による会長が選任されるまでの間は、改正後の鳥取県総合開発審議会条例第九条第一項の規定にかかわらず、知事を会長に充てる。

鳥取県宮病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第七号

鳥取県宮病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県宮病院事業の設置等に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表の鳥取県立中央病院の項中「心臓血管外科」を「心臓血管外科 小児外科」に改める。

附 則

この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。

鳥取県立自然科学館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第八号

鳥取県立自然科学館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する

条 例

鳥取県立自然科学館の設置及び管理に関する条例（昭和五十一年七月鳥取県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の表中

大山町

を

財団法人自然公

園美化管理財団

に改める。

附 則

この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。

鳥取県鹵検定所手数料条例及び職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第九号

鳥取県繭検定所手数料条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県繭検定所手数料条例の一部改正)

第一条 鳥取県繭検定所手数料条例(昭和二十一年六月鳥取県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取県繭検定手数料等徴収条例

第一条各号列記以外の部分を次のように改める。

繭の検定、鑑定等については、次の各号に定める手数料を徴収する。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第二条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項中「繭検定所」を「蚕業指導所」に改める。

附 則

この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例の一部を改正する条例

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例(昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「毎年」を「登録の日から起算して一年を経過した日以後の最初の」に改める。

附 則

この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。

鳥取県林業改良指導員資格試験条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十一号

鳥取県林業改良指導員資格試験条例の一部を改正する条例

鳥取県林業改良指導員資格試験条例(昭和三十三年四月鳥取県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項を次のように改める。

2 筆記試験は、林業改良指導員として必要な林業に関する技術及び知識について行い、その項目は、知事が別に定める必須項目及び選択項目とする。

第四条各号を次のように改める。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（同法第六十九条の二に規定する短期大学（以下「短期大学」という。）を除く。）において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者又は試験の実施期日から起算して一年以内に卒業する見込みの者

二 短期大学又は昭和三十三年農林省告示第百二十五号（森林法施行令に基づき農林水産大臣の指定する試験研究機関及び教育機関を指定する件）による農林水産大臣が指定する教育機関において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者で、卒業後試験の実施期日までに、次のイ若しくはロの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が二年以上に達するもの

イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の林業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校その他これと同等以上の教育機関における林業に関する試験研究又は教育

ロ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における林業に関する技術についての普及又は指導

三 学校教育法による高等学校を卒業した者又は大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号）による検定に合格した者で、卒業又は検定合格後試験の実施期日までに、前号イ若しくはロの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が六年以上に達するもの

四 前三号に掲げる者と同等又はそれ以上の学歴及び経験を有すると知事が認めたる者

附 則

この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十二号

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の第一種県管住宅の表中

薬師町第二团地	鳥取市相生町二丁目	薬師町第二团地	鳥取市相生町二丁目
湯所町第五团地	鳥取市材木町	米田第二团地	米田第二
河崎团地	米子市河崎	上灘团地	倉吉市上灘町
上福原	河崎团		

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十三号

鳥取県管企業の設定等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県管企業の設定等に関する条例(昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項に次のただし書を加える。

ただし、回数券により徴収する場合には、企業管理規程で定めるところによる。

附 則

この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。

軽油引取税の免税軽油使用者証交付手数料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十四号

軽油引取税の免税軽油使用者証交付手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(軽油引取税の免税軽油使用者証交付手数料徴収条例の一部改正)

第一条 軽油引取税の免税軽油使用者証交付手数料徴収条例(昭和三十一年

年六月鳥取県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「三百円」を「三百五十円」に改める。

(鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第二条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第三中「八六、〇四〇円」を「八七、四四〇円」に、「八五、〇四〇円」を「八六、四四〇円」に、「八七、〇四〇円」を「八八、四四〇円」に改める。

(保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例の一部改正)

第三条 保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例(昭和四十四年三月鳥取県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表第十三号中「三百円」を「三百五十円」に改める。

(鳥取県工業試験場手数料条例の一部改正)

第四条 鳥取県工業試験場手数料条例(昭和三十年三月鳥取県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表第九号中「三〇〇円」を「三五〇円」に改める。

(鳥取県食品加工研究所手数料条例の一部改正)

第五条 鳥取県食品加工研究所手数料条例(昭和三十三年四月鳥取県条例第十号)の一部を次のように改正する。

別表第六号中「三百円」を「三百五十円」に改める。

(鳥取県立境港水産会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第六条 鳥取県立境港水産会館の設置及び管理に関する条例(昭和三十一年三月鳥取県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

別表中

九七〇円

を「一、〇一〇円

」に改める。

(鳥取県建設業許可等証明手数料条例の一部改正)

第七条 鳥取県建設業許可等証明手数料条例(昭和四十七年三月鳥取県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「三百円」を「三百五十円」に改める。

(鳥取県営駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第八条 鳥取県営駐車場の設置及び管理に関する条例(昭和四十六年十月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第三条関係)

普通駐車料金	一回一時間(一時間未満の端数は、一時間とする。)につき一〇〇円を超えない範囲内で規則で定める額
定期駐車料金	一月につき六、〇〇〇円を超えない範囲内で規則で定める額

(県立学校授業料徴収条例の一部改正)

第九条 県立学校授業料徴収条例(昭和二十二年十二月鳥取県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「四万八千円」を「六万円」に改める。

(県立高等学校入学選抜手数料徴収条例の一部改正)

第十条 県立高等学校入学選抜手数料徴収条例(昭和二十三年四月鳥取県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 入学選抜手数料は、次のとおりとする。

区	分	金額
全日制の課程		千五百円
定時制の課程		千円
専攻科		千五百円

(鳥取県パーキング・メーター作動手数料条例の一部改正)

第十一条 鳥取県パーキング・メーター作動手数料条例(昭和五十年三月鳥取県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「百円」を「二百円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。

(県立学校授業料徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に県立幼稚園に在園していた者で施行日以後引き続き在園するものに係る授業料の額は、第九条の規定による改正後の県立学校授業料徴収条例第二条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日以後において、県立幼稚園に再入園又は転園をした者に係る授業料の額は、当該者の属する学年に在園する者に係る授業料の額と同額とする。

危険物取扱者試験委員に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

昭和六十年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十五号

危険物取扱者試験委員に関する条例を廃止する条例

危険物取扱者試験委員に関する条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十五号）は、廃止する。

附 則

この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。

陸運事務所設置条例を廃止する条例をここに公布する。

昭和六十年三月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十六号

陸運事務所設置条例を廃止する条例

陸運事務所設置条例（昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十七号）は、廃止する。

附 則

1 この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。

2 鳥取県部局設置条例（昭和二十八年一月鳥取県条例第二号）の一部を次のように改正する。

・ 第二条の二第三号を削る。